

様

保険設計書

(契約概要)

5年ごと配当付終身入院保険(低解約返戻金型)

一生の終身入院保険


明日のミカタ

医療費リンクシリーズ

5年ごと配当付終身入院保険(低解約返戻金型)

一生の終身入院保険


元気のミカタ

医療費リンクシリーズ

※「明日のミカタ 医療費リンクシリーズ」・「元気のミカタ 医療費リンクシリーズ」とは、「明日のミカタ」・「元気のミカタ」に「入院治療保障特約」を付加した場合の販売名称です

保険設計書(契約概要)をご覧になるにあたって

- ・この保険設計書(契約概要)は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、この保険設計書(契約概要)は、ご契約後も大切に保管してください。
- ・この保険設計書(契約概要)に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり 定款・約款」に記載していますのでご確認ください。
- ・ご契約の際には、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり 定款・約款」も必ずご確認のうえ、大切に保管してください。

ご検討にあたって、この保険設計書(契約概要)の後半に記載の
「ご契約時の留意事項」も必ずご確認ください。

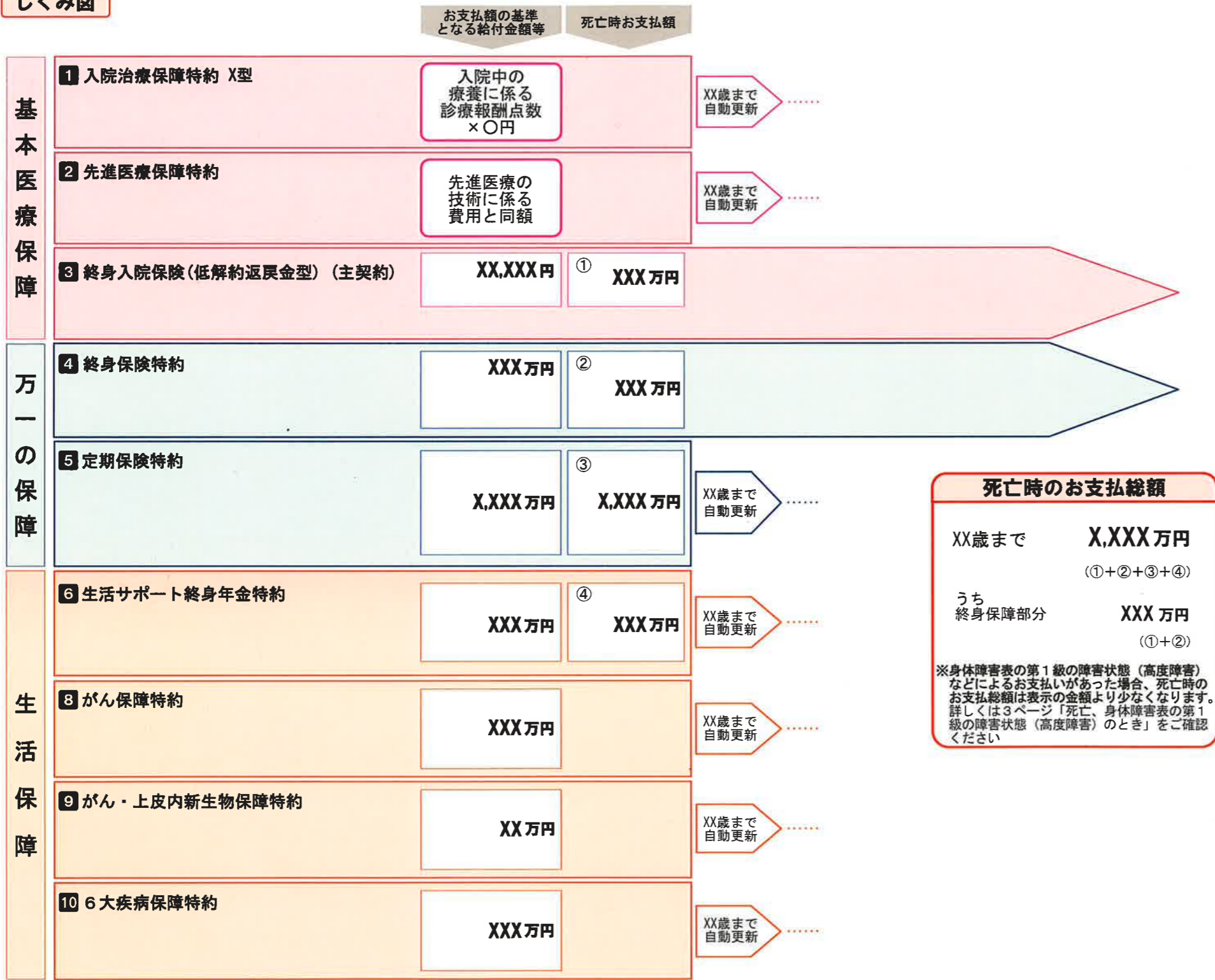
当資料では、お支払事由や給付に際しての制限事項等についてご確認ください。また、主契約・特約ごとに番号(1…)を記載しております。お読みいただく際にご活用ください。

ご準備いただける保障

	主契約・特約名	主な支払事由など
基本医療保障	1 入院治療保障特約	公的医療保険制度における保険給付の対象となる入院をしたとき
	2 先進医療保障特約	「先進医療」による療養を受けたとき
	3 終身入院保険 (低解約返戻金型) (主契約)	・入院したとき ・死亡したとき
万一の保障	4 終身保険特約	死亡、身体障害表の第1級の障害状態(高度障害)のとき
	5 定期保険特約	
生活保障	6 生活サポート終身年金特約	・所定の日常生活制限状態のとき [生活サポート終身年金] ・死亡したとき [死亡給付金] ※上記は重複してお支払いしません
	7 介護終身年金給付特約	・次のいずれかに該当したとき [介護終身年金] ア. 公的介護保険制度の要介護4または5 イ. 寝たきりまたは認知症による所定の要介護状態 ウ. 身体障害表の第1級の障害状態(高度障害) ・死亡したとき [死亡給付金] ※上記は重複してお支払いしません
	8 がん保障特約	生まれてはじめて悪性新生物(がん)と医師によって診断確定されたとき(再発無制限保障)
	9 がん・上皮内新生物保障特約	生まれてはじめて悪性新生物(がん)・上皮内新生物と医師によって診断確定されたとき
	10 6大疾病保障特約	急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変で所定の状態のとき
その他の特約	11 がん保険料払込免除特約	生まれてはじめて所定の悪性新生物(がん)と医師によって診断確定されたとき、以後、毎回の保険料のお払込みが免除される特約です
	12 リビング・ニーズ特約	請求の際に、余命が6ヵ月以内と医師によって診断されているとき、死亡保険金の一部または全部を被保険者お一人につき通算3,000万円以内で特約保険金としてお支払いする特約です
	13 重度がん保険金前払特約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定され、請求の際に、標準的な治療の指針にもとづく治療をすべて受けたが効果がなかったと医師によって診断されているときなどに、死亡保険金の一部または全部を被保険者お一人につき通算3,000万円以内で特約保険金としてお支払いする特約です
	14 代理請求特約	被保険者本人がご請求できない特別な事情がある場合に、代理請求人が被保険者に代わって保険金などをご請求できる特約です

特徴 入院時の医療費の保障に加え、万一の場合や気になる病気などの保障もご準備いただける終身入院保険です

しくみ図



死亡時のお支払総額

XX歳まで **X,XXX万円**
 (①+②+③+④)

うち 終身保障部分 **XXX万円**
 (①+②)

※身体障害表の第1級の障害状態(高度障害)などによるお支払いがあった場合、死亡時のお支払総額は表示の金額より少なくなります。詳しくは3ページ「死亡、身体障害表の第1級の障害状態(高度障害)のとき」をご確認ください

保険料 (作成日) 平成XX年XX月XX日 (計算基準日) 平成XX年XX月XX日

毎回の保険料
 [主契約保険料払込期間] XX歳払込満了 [払込方法] 月掛 (口座振替料率)

XX歳まで **XX,XXX円**

内 **1** 主契約・終身保険特約保険料 XX歳まで **XX,XXX円**

訳 **2** 上記以外の特約保険料 XX歳まで **XX,XXX円**

<高額割引制度>
 高額割引制度は適用されておりません

XX歳以降の毎回の保険料

XX~XX歳まで **XX,XXX円 (1 + XX,XXX円)**

※XX歳から 2 の特約を1回だけ更新したときの合計保険料です(更新後の特約保険期間は10年)
 ※更新後の特約保険料は、現行の保険料率により計算しています。将来、この率が変更された場合、表示の金額を上回ることがあります
 ※最も早く保険期間が満了する特約の保険期間満了までを表示しています

11 がん保険料払込免除特約
 付加されております

※保険料の内訳については4ページ「ご契約の明細」をご確認ください

その他の特約

12 リビング・ニーズ特約 付加されております

13 重度がん保険金前払特約 付加されております

14 代理請求特約 ※この特約の付加・未付加は申込時に選択してください



おすすめプランの保障

<参考> 入院時にかかる主な費用

公的医療保険制度の
給付対象となる

入院中の治療費
(診療報酬点数により算定)

例えば…
初診料、入院料や
検査、投薬、注射、
処置、手術、麻酔の費用
など

(食事療養の費用は含みません)

<一部自己負担>

**先進医療の
技術に係る費用**

<全額自己負担>

**入院中の
治療費以外の費用**

例えば…
食事代、差額ベッド代、
入退院・転院時の交通費、
付添に要する費用 など

※公的医療保険制度等に関する記載は
XXXX年XX月現在の制度に基づくものです

① 基本医療保障

公的医療保険制度の給付対象となる入院をしたとき ① 入院治療保障特約

**入院中の療養に係る
診療報酬点数×〇円**
[入院治療給付金]

- ◇ 1回の入院について90万円を限度
- ◇ お支払いを通算して600万円を限度

- ・診療報酬点数とは診療行為に対する点数で、厚生省告示および厚生労働省告示に基づくものをいいます
- ・診療行為ごとの診療報酬点数を合計し、1点あたり単価10円を乗じて算定された費用に、自己負担割合(3割・2割・1割)を乗じた金額が治療費の自己負担額となります
- ※「自己負担割合」は、年齢や所得によって異なります
- ※自己負担額のうち一定額を超える部分は、「高額療養費」として公的医療保険から支給を受けることができます

「先進医療」による療養を受けたとき (通院による「先進医療」も含む) ② 先進医療保障特約

先進医療の技術に係る費用と同額
[先進医療給付金]

- ◇ お支払いを通算して600万円を限度
- ◇ 治療を受けた時点で、厚生労働大臣が「先進医療」として認める医療技術・適応症・実施する医療機関に該当している場合に限り

- ・「先進医療」による治療のうち、一般的な治療と共通する部分の費用(診察・投薬・入院料等)は公的医療保険制度の給付対象となりますが、「先進医療」の技術に係る費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります

入院したとき ③ 終身入院保険(低解約返戻金型) (主契約)

XX,XXX円×入院日数
[入院給付金]

- ◇ 1回の入院についての支払日数は180日分を限度
- ◇ 支払日数を通算して1,095日分を限度
- ◇ 悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療を目的とする入院は、お支払いの限度はありません

② 生活保障

生まれてはじめて所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき

⑧ がん保障特約 一時金 **XXX万円** [がん保険金] ★1★2

⑨ がん・上皮内新生物保障特約 一時金 **XX万円** [がん・上皮内新生物保険金] ◇お支払いは1回限り ★1★3

2年経過した後の再発時にも 一時金 **XXX万円** [がん保険金] ★2
再発無制限保障

生まれてはじめて上皮内新生物など[※]と診断確定されたとき

⑨ がん・上皮内新生物保障特約 一時金 **XX万円** [がん・上皮内新生物保険金] ◇お支払いは1回限り ★1★3

⑩ がん保険料払込免除特約 ★1★2

付加されております
生まれてはじめて所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、以後、毎回の保険料のお払込みは必要ありません

- ★1 診断確定された時期が責任開始日前または責任開始日から90日以内の場合には、保険金のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません
 - ★2 非浸潤性の悪性新生物、上皮内新生物、皮膚がんは、対象とはなりません
 - ★3 「生まれてはじめて所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき」と「生まれてはじめて上皮内新生物などと診断確定されたとき」の保険金は、重複してお支払いしません
- ※「上皮内新生物など」とは、上皮内新生物、非浸潤性の悪性新生物、皮膚がんを指します。
・皮膚の悪性黒色腫は、「上皮内新生物など」ではなく当資料に記載の「所定の悪性新生物(がん)」に含まれます

⑥ 大疾病で所定の状態のとき ⑩ 6大疾病保障特約

急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変で所定の状態のとき 一時金 **万円** [6大疾病保険金] ◇お支払いは1回限り

所定の日常生活制限状態のとき ⑥ 生活サポート終身年金特約

下記のいずれかの状態に該当したとき

- ・肢体不自由もしくは胸腹部臓器の機能障害のいずれかまたは複数の障害により身体障害者障害程度等級の1級または2級の手帳の交付を受けたもの
- ・公的介護保険制度の要介護3以上
- ・寝たきりまたは認知症による要介護状態が180日以上継続
- ・身体障害表の第1級の障害状態(高度障害)
- ・片側1上肢および1下肢の用を全く永久に失った

年額 **XXX万円×一生涯**
(1ヵ月あたり **XX万円**)
[生活サポート終身年金]

③ 万一の保障

死亡、身体障害表の第1級の障害状態(高度障害)のとき

身体障害表の第1級の障害状態(高度障害)のとき

一時金 **X,XXX万円 + 年額 XXX万円×一生涯**
[高度障害保険金] (②+③) [生活サポート終身年金] (④)

死亡のとき 一時金 **X,XXX万円**
[死亡保険金・死亡給付金] (①+②+③+④)

※「身体障害表の第1級の障害状態(高度障害)のとき」の高度障害保険金、生活サポート終身年金のお支払いがあった場合、「死亡のとき」の一時金は右記①のみからの支払いでXX万円になります

お支払額の詳細について

③ 終身入院保険(低解約返戻金型) ①	XXX万円
④ 終身保険特約 ②	XXX万円
⑤ 定期保険特約 ③	X,XXX万円
⑥ 生活サポート終身年金特約 ④	年額 XXX万円×一生涯 死亡のとき XXX万円

ご契約の明細

主契約・特約名称	お支払額の基準となる給付金額等	払込期間 保険期間	保険料	〈参考〉 更新後の特約保険料	更新限度 年齢
1 入院治療保障特約	Ⅲ型	XX年間	XX, XXX円	XX, XXX円	XX歳まで
2 先進医療保障特約	付加	XX年間	XX円	XX円	XX歳まで
3 終身入院保険（低解約返戻金型） （主契約）	XX, XXX円	XX歳払込・終身	XX, XXX円	◇	—
4 終身保険特約	XXX万円	XX歳払込・終身	XX, XXX円	◇	—
5 定期保険特約	X, XXX万円	XX年間	XX, XXX円	XX, XXX円	XX歳まで
6 生活サポート終身年金特約	XXX万円	XX年間	XX, XXX円	XX, XXX円	XX歳まで
8 がん保障特約	XXX万円	XX年間	XX, XXX円	XX, XXX円	XX歳まで
9 がん・上皮内新生物保障特約	XX万円	XX年間	XX, XXX円	XX, XXX円	XX歳まで
10 6大疾病保障特約	XXX万円	XX年間	XX, XXX円	XX, XXX円	XX歳まで
11 がん保険料払込免除特約	付加		★	★	—
12 リビング・ニーズ特約	付加	—	—	—	—
13 重度がん保険金前払特約	付加	—	—	—	—
14 代理請求特約	代理請求特約の付加・未付加は申込時に選択してください				

〈がん保険料払込免除特約付加〉
★お払込みいただく保険料は、この特約を付加しない場合に比べ、ご契約後40歳まで毎回XX, XXX円（以後XX歳まで毎回XX, XXX円）高くなっています
〈更新について〉
◇払込期間が満了するまでお払込みが必要です（更新はありません）
※各特約は「更新限度年齢」に記載の年齢まで更新
※更新後の特約保険料は、XX歳から特約を1回だけ更新したときの保険料です（特約保険期間はXX年です）
※更新後の特約保険料は、現行の保険料率により計算しています。将来、この率に変更された場合、表示の金額を上回ることがあります

返戻金等の推移

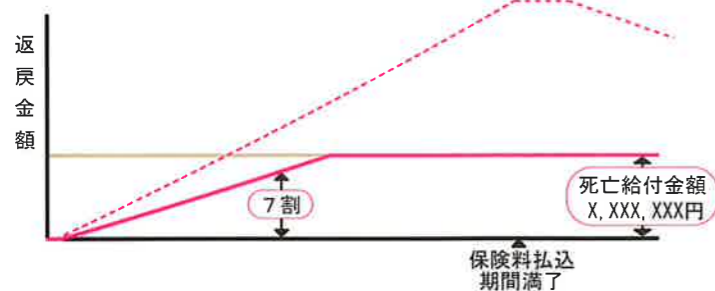
(単位: 万円)

経過年数 (年)	年齢 (歳)	年間 保険料 ①	払込 保険料 累計 ② (③+④)	主契約 部分 ③	特約 部分 ④	返戻金 合計 ⑤ (⑥+⑦+⑧)	主契約 部分 ⑥	特約部分		返戻率 (%) ⑨ (⑤/②)	備考
								うち 終身保 険特約 ⑦	うち その他特約 ⑧		
1	31	XX.XX	XX.XX	X.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
2	32	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
3	33	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
4	34	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
5	35	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
6	36	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
7	37	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
8	38	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
9	39	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
10	40	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	下記☆1、2参照
11	41	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	下記☆3、4参照
12	42	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
13	43	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
14	44	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
15	45	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
16	46	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
17	47	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
18	48	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
19	49	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
20	50	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	下記☆1、2参照
21	51	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	下記☆3、4参照
22	52	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
23	53	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
24	54	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
25	55	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
26	56	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
27	57	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
28	58	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
29	59	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
30	60	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	下記☆、☆2、5、6参照
31	61	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	下記☆4参照
32	62	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
33	63	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
34	64	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
35	65	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
36	66	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
37	67	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
38	68	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
39	69	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	
40	70	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	下記☆2参照
45	75	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	下記☆4参照
50	80	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	下記☆2参照
55	85	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	下記☆4参照
60	90	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	下記☆4参照
65	95	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.X	下記☆7参照

主契約の返戻金について

この保険を解約した場合の主契約の返戻金額は、低解約返戻金型でない場合の返戻金額の7割と死亡給付金額のいずれか低い金額となります

〈主契約の返戻金推移イメージ〉



※点線は、低解約返戻金型でない場合の返戻金推移のイメージです
(実際のお取扱いにあたっては、低解約返戻金型のみ取り扱っています)

〈主契約の返戻金等の推移〉

(単位: 万円)

経過年数 (年)	年齢 (歳)	払込保険料 累計	返戻金	返戻率 (%)
5	35	XX.XX	XX.XX	XX.X
10	40	XX.XX	XX.XX	XX.X
20	50	XX.XX	XX.XX	XX.X
30	60	XX.XX	XX.XX	XX.X

おすすめプランの主契約

契約年齢・性別 : 30歳・男性
入院給付金日額 : XX, XXX円
毎回の保険料 : XX, XXX円

※詳細はページ右側「返戻金等の推移」、「ご注意点」をご確認ください

ご注意点

※解約された場合、ご契約は消滅します。なお、この保険には解約時の返戻金があり、返戻金額は経過年月数等によって異なります
※⑤⑥⑦⑧には、配当金を含めておりません
※上記①②③④は百円未満を切り上げ、⑤⑥⑦⑧は百円未満を切り捨て表示しています(⑨は小数第2位を切り捨て)
※上記の経過年数・①~⑨は、各年の計算基準日の値を表示しています。年齢は、各年の計算基準日時点の年齢を表示しています
※上記は、ご提案内容を変更されずに更新限度年齢まで自動更新してご継続いただいたことを前提に、現行の保険料率により算出した数値です。
ご契約の内容を変更(更新時を含む)された場合や、将来、保険料率に変更された場合、また、自動振替貸付が行なわれた場合は、上記の金額と異なることがあります
★主契約保険料払込期間は満了します(主契約の保障は継続します)
☆1定期保険特約は満了します
☆2入院治療保障特約、先進医療保障特約、がん保障特約、がん・上皮内新生物保障特約、6大疾病保障特約、生活サポート終身年金特約は満了します
☆3定期保険特約を更新したものと表示しています
☆4入院治療保障特約、先進医療保障特約、がん保障特約、がん・上皮内新生物保障特約、6大疾病保障特約、生活サポート終身年金特約を更新したものと表示しています
☆5定期保険特約は満了します(以後、更新はありません)
☆6終身保険特約の保険料払込期間は満了します(特約の保障は継続します)
☆7入院治療保障特約、先進医療保障特約、がん保障特約、がん・上皮内新生物保障特約、6大疾病保障特約、生活サポート終身年金特約は満了します(以後、更新はありません)
※上表は、経過年数が一定以上の場合5年ごとに表示されます。そのため、更新後の特約保険期間が5年以内の場合、数値の前提(特約を更新したものと表示)と、その特約が満了することが同じ経過年数に表示されることがあります。また、その前提が表示されないこともあります

記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり 定款・約款」に記載していますのでご確認ください。

保険金・給付金などのお支払いに関してご留意いただきたい事項

① 入院治療保障特約・③ 終身入院保険(低解約返戻金)【主契約】について

- お支払対象となる入院とは、医師等による治療が必要であり、かつ自宅等が治療が困難なため所定の病院または診療所に入り、常に医師等の管理下で治療に専念することをいいます。自宅等での療養や通院での可能であるにもかかわらず入院している場合や、外出や外泊を繰り返して治療に専念しない場合などは、お支払いの対象になりません
- 同一の病気またはケガ(医学上重要な関係のあるものを含みます)による入院を2回以上した場合、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院は1回の入院とみなします
- 2つ以上の病気またはケガにより入院し、給付金の支払事由が重複した場合、入院を開始した病気またはケガにより継続して入院したものとみなして取扱います

② 先進医療保障特約について

- 「先進医療」として厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直しされますので、最新の内容は厚生労働省ホームページでご確認ください(当社ホームページからもご覧いただけます)
- 医療技術名が同じでも、その治療方法や症例等によっては、「先進医療」に該当しない場合がありますので、「先進医療」に該当するか否かは、治療を受ける前に主治医にご確認ください
- 診療・投薬・入院料等、公的医療保険制度の給付対象となる費用はお支払いの対象とはなりません

⑥ 生活サポート終身年金特約について

- 身体障害者障害程度等級の1級または2級について
身体障害者福祉法に基づく身体障害者障害程度等級表に定める身体上の障害のうち、肢体不自由および胸腹部臓器の機能障害以外の障害(視覚障害や聴覚障害など)は対象になりません。ただし、障害の種類を問わず複数の障害により身体障害者手帳の交付を受けたものは対象となります
- 生活サポート終身年金のお支払いについて
 - ・生活サポート終身年金と死亡給付金は重複してお支払いしません
 - ・第1回の生活サポート終身年金支払後、新たに発生した支払事由による生活サポート終身年金はお支払いの対象とはなりません
 - ・「所定の日常生活制限状態のとき」と「身体障害表の第1級の障害状態(高度障害)のとき」の生活サポート終身年金は重複してお支払いしません

⑦ 介護終身年金給付特約について

- 介護終身年金のお支払いについて
 - ・介護終身年金と死亡給付金は重複してお支払いしません
 - ・第1回の介護終身年金支払後、新たに発生した支払事由による介護終身年金はお支払いの対象とはなりません
 - ・「所定の日常生活制限状態のとき」と「身体障害表の第1級の障害状態(高度障害)のとき」の介護終身年金は重複してお支払いしません

⑧ がん保障特約

- 再発時のがん保険金は、直前にお支払いしたがん保険金の支払事由該当日から2年経過した後に新たに所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき(同一臓器内での転移は除く)にお支払いします

保険金・給付金などをお支払いできない場合の具体的事例

<p>1 入院治療保障特約 [入院治療給付金]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的医療保険制度における保険給付の対象とならない入院をしたとき (例) <ul style="list-style-type: none"> ・自由診療による入院 ・業務上または通勤中のケガなど、労災(労働者災害補償保険)が適用された入院 ・自動車の人身事故の被害者として自賠責(自動車損害賠償責任保険)が適用された入院 ・要介護状態になり、公的介護保険が適用された入院 など ● 公的医療保険制度に未加入などのため保険給付を受けることができないとき ● 入院中に入院の原因とは関係のない療養を受けた場合、その療養にかかる診療報酬点数 ● 自由診療による手術(レーザーシット(エキシマレーザー角膜屈折矯正手術)など)や入院を伴わない手術(レーザーシット(エキシマレーザー角膜屈折矯正手術)や大腸ポリープ切除術など)など ● 下記終身入院保険の項目に記載の●のとき <p>お支払いの限度(Ⅲ型の場合)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1回の入院の限度</td> <td style="padding: 5px;">お支払いを通算した限度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">90万円</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">600万円※</td> </tr> </table> <p>※限度に達したとき、特約は消滅します</p>	1回の入院の限度	お支払いを通算した限度	90万円	600万円※
1回の入院の限度	お支払いを通算した限度				
90万円	600万円※				
<p>2 先進医療保障特約 [先進医療給付金]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働大臣が「先進医療」として認める医療技術名と同じでも、適応症または実施する医療機関のいずれかでも「先進医療」に該当しないとき ● ご契約時点では「先進医療」に該当した治療でも、その後に医療技術・適応症・実施する医療機関が見直され、治療を受けた時点で「先進医療」に該当しないとき ● 公的医療保険制度における保険給付の対象となる部分の費用(診察、投薬、入院料等) ● お支払いを通算した限度を超えた部分 <p>お支払いの限度</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">お支払いを通算した限度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">600万円※</td> </tr> </table> <p>※限度に達したとき、特約は消滅します</p>	お支払いを通算した限度	600万円※		
お支払いを通算した限度					
600万円※					
<p>3 終身入院保険 (低解約返戻金型) 【主契約】 [入院給付金]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康診断や人間ドックなど、治療を目的としない入院をしたとき ● 1回の入院の限度を超えた部分 ※同一の病気またはケガ(医学上重要な関係があるものを含みます)による入院を2回以上した場合、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院は1回の入院とみなします ● お支払いを通算した限度を超えた部分 <p>お支払いの限度※</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1回の入院の限度</td> <td style="padding: 5px;">お支払いを通算した限度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">180日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1,095日</td> </tr> </table> <p>※悪性新生物(がん)・上皮内新生物(非浸潤性の悪性新生物および皮膚がんを含みます)の治療を目的とする入院については、お支払いの限度はありません</p>	1回の入院の限度	お支払いを通算した限度	180日	1,095日
1回の入院の限度	お支払いを通算した限度				
180日	1,095日				
<p>6 生活サポート 終身年金特約 [生活サポート終身年金]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 両耳が全く聞こえなくなり身体障害者障害程度等級の2級の身体障害者手帳の交付を受けたとき ● 寝たきりや認知症による要介護状態が180日継続していないとき ● 両眼の視力を一時的に失ったものの、回復の見込みのある場合 ● 死亡給付金をすでにお支払いしたとき(特約は消滅します) 				
<p>7 介護終身年金給付特約 [介護終身年金]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 寝たきりや認知症による要介護状態が180日継続していないとき ● 死亡給付金をすでにお支払いしたとき(特約は消滅します) 				
<p>8 がん保障特約 [がん保険金]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 非浸潤性の悪性新生物、上皮内新生物、皮膚がん(皮膚の悪性黒色腫は除く)と診断確定されたとき ● ご加入直後(責任開始日から90日以内)に所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ● 直前に支払われたがん保険金の支払事由に該当した日から2年経過前に、再発したとき 				
<p>9 がん・上皮内新生物 保障特約 [がん・上皮内新生物保険金]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ご加入直後(責任開始日から90日以内)に悪性新生物(がん)・上皮内新生物(非浸潤性の悪性新生物および皮膚がんを含みます)と診断確定されたとき 				
<p>10 6大疾病保障特約 [6大疾病保険金]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 6大疾病(急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変)で所定の状態<small style="font-size: small;">(こうそく)</small>に該当しないとき 				

上記の事例は、保険金・給付金などをお支払いできない場合をわかりやすく説明するため、代表的な事例としてあげたものです。
個別の事実関係などによってはお取扱いに違いが生じることがあります。

ご契約時の留意事項 ～必ずご確認ください～

①②③…の番号は、右の「留意・補足事項」の番号に対応しています。

1) 保険料のお払込みが免除される場合について

所定の障害状態に該当したときは、その後の保険料のお払込みは免除され、保険料のお払込みがあったものとして保障は継続されます。

保険料のお払込みが免除される場合
身体障害表の第1級の障害状態(高度障害)のとき ①②③
不慮の事故で180日以内に身体障害表の第2級・第3級の障害状態のとき

がん保険料払込免除特約を付加した場合について

- 上記に加えて、次の状態に該当したときにも、その後の保険料のお払込みは免除され、保険料のお払込みがあったものとして保障は継続されます。

保険料のお払込みが免除される場合
責任開始時前を含めてはじめて所定の悪性新生物(がん) ④と医師によって診断確定されたとき ⑤

- お払込みいただく保険料は、この特約を付加しない場合よりも高くなります。

留意・補足事項

- 生活サポート終身年金特約は、身体障害表の第1級の障害状態(高度障害)のときには生活サポート終身年金をお支払いし、保険料のお払込みは不要となります。
- 介護終身年金給付特約は、身体障害表の第1級の障害状態(高度障害)のときには介護終身年金をお支払いし、保険料のお払込みは不要となります。
- 終身保険特約・定期保険特約は、身体障害表の第1級の障害状態(高度障害)のときには高度障害保険金をお支払いし、特約は消滅します。
- 非浸潤性の悪性新生物、上皮内新生物、皮膚がんは対象とはなりません(ただし、皮膚の悪性黒色腫は対象となります)。
- 診断確定された時期が、責任開始日前または責任開始日から90日以内の場合には、保険料のお払込みの免除はできません。

2) 特約の支払事由の変更について

- 公的医療保険制度の改正が行なわれた場合には、主務官庁の認可を得て、入院治療保障特約、先進医療保障特約および重度がん保険金前払特約の支払事由を変更することがあります。この場合、改正に関する法令の公布の日から6ヵ月以内に連絡します。
- 公的介護保険制度の改正が行なわれた場合には、主務官庁の認可を得て、生活サポート終身年金特約および介護終身年金給付特約の支払事由を変更することがあります。この場合、改正に関する法令の公布の日から6ヵ月以内に連絡します。
- 身体障害者福祉法①の改正が行なわれた場合には、主務官庁の認可を得て、生活サポート終身年金特約の支払事由を変更することがあります。この場合、改正に関する法令の公布の日から6ヵ月以内に連絡します。
- 6大疾病保障特約の6大疾病保険金の支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。この場合、遅滞なく連絡します。

留意・補足事項

- 身体障害者福祉法施行令および身体障害者福祉法施行規則等を含みます。

3) 配当金について

配当金は変動(増減)し、決算実績によっては0となることもあります。

- 毎年の決算実績を5年ごとに通算して剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。なお、以下の特約については、配当金はありません。

・入院治療保障特約	・先進医療保障特約	・がん保障特約
・がん・上皮内新生物保障特約	・6大疾病保障特約	・がん保険料払込免除特約

- 上記の配当金とは別に、特別配当をお支払いすることがあります。
- 配当金に利息①をつけて積み立てたものが積立配当金です。

留意・補足事項

- この利率も金融情勢により変動することがあります。

4) 保険料の高額割引制度について

- ご契約内容が所定の条件を満たす場合、保険料の高額割引制度が適用され、終身保険特約①または定期保険特約の保険料が割安となります②。

留意・補足事項

- 終身保険特約(特約充当用)は割引非対象です。
- 減額などのご契約内容の変更等により、所定の条件を満たさなくなった場合は、保険料の高額割引制度が適用されなくなります。

5) 更新について

更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率によって計算します。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前よりも高くなります。

- 更新とは、特約の保険期間満了日の翌日より、健康状態にかかわらず、更新日の前日の保険金額・給付金額・年金額の範囲内かつ当社の定める取扱いの範囲内で保障を継続できる制度です①。
- 更新しない旨のお申し出がない限り、所定の期間、自動的に更新されます②。特約の更新をご希望にならない場合は、特約の保険期間満了日の2ヵ月前までにその旨お申し出ください。
- 更新時に当社がその特約の付加を取り扱っていない場合は、更新の取扱いを行わないことがあります。この場合、その特約にかえて当社の定める他の特約を付加することができます。

留意・補足事項

- ① 給付金のお支払いの限度に関しては、更新前の特約と更新後の特約で支払われた給付金額を通算します。
- ② この場合、更新後の保険期間は原則として10年となります。ただし、更新後の保険期間が主契約の保険料払込期間を超える場合および更新後の保険期間満了日における被保険者の年齢が90歳を超えることとなる場合は、保険期間を短縮して更新します。

6) 保険料のお払込みについて

保険料払込みの方法(回数)について

- 新年掛、新半年掛および月掛からお選びいただけます。

保険料払込みの経路について

- 口座振替扱いおよび集団扱いなどからお選びいただくことができ、払込経路によって保険料が異なる場合があります。

7) その他留意事項

- 被保険者の年齢は、満年齢で計算し、1年未満の端数については、6ヵ月以下のものは切り捨て、6ヵ月を超えるものは切り上げます。例えば、満40歳7ヵ月の場合は41歳になります。
- 入院日数は、暦の上での日を単位として数えます。例えば、午前中に入院し当日の夕方に退院した場合でも1日として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
- 給付金のお支払対象となる入院に該当するためには、次のいずれかの「病院または診療所」へ入院する必要があります。
(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所へ入院した場合、その施術所を含みます)
(2) 上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設
- 約款に定める所定の障害状態は、身体障害者福祉法などに定める障害状態などとは異なります。例えば、身体障害表の第1級の障害状態(高度障害)とは、約款に定める所定の障害状態で、両眼の視力を全く永久に失った状態(回復の見込みのない状態)などです。
- 不慮の事故とは、約款に定める急激かつ偶発的な外来の事故(交通事故など)です。
- 明日のミカタ・元気のミカタに付加される特約はそれぞれの特約の[終身入院用]です(リビング・ニーズ特約、重度がん保険金前払特約および代理請求特約を除く)。当資料に記載の特約名称では[終身入院用]の文字を省略しております。
- 転換制度のご利用や現在ご契約の保険契約または特約の解約、減額を前提とした新たな保険契約のお申込みをご検討される場合には、現在のご契約と新たなご契約とで給付範囲(保険金・給付金の支払事由)が異なることにより、**現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されないことがあります。**新たなご契約のお申込みをご検討される場合には、保障内容をよくご確認ください。
- お客さまのお身体の状態によっては、特別条件をご承諾いただいたうえでご契約をお引受けする場合があります。この場合、この保険設計書(契約概要)に記載の保障内容、保険金額、保険料、返戻金または更新のお取り扱いなどが異なりますので、「保険証券」に加え、「特別条件付加承諾書」、「特別条件付契約のしおり」および「ご契約のしおり 定款・約款」も必ずご確認ください。なお、具体的な返戻金額の確認を希望される場合には、担当者におたずねください。
- 明日のミカタ・元気のミカタからの転換制度のご利用、契約者貸付のご利用、延長定期保険・払済保険への変更、保険料払込期間の変更などのお取扱いはしておりません。



生命保険契約のお手続きに関するご照会

コミュニケーションセンター「お電話によるご相談窓口」



0120-662-332

月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00 (いずれも祝日・年末年始を除く)
※明治安田生命カードを紛失・盗難された場合は24時間受付いたしております。

コミュニケーションセンターとのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

TEL 03-3283-8111

ホームページ <http://www.meijiyasuda.co.jp/>